



アルミリヤカーの 寄贈

7月6日(月)に、あいち海部農業協同組合から地域貢献活動として飛鳥学園へアルミリヤカーが寄贈されました。大切に使用させていただきます。ありがとうございます。



同報無線を用いた情報伝達訓練の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート ※)を用いた訓練で、本村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

- (1) 訓練実施日時 8月5日(水) 午前11時ごろ
- (2) 訓練で行う放送試験

情報伝達手段	放送内容
同報無線 (防災ラジオ)	村内56か所に設置してある同報無線から、一斉に、次のように放送されます。 各家庭の防災ラジオからも同様に放送されますので、この機会に、防災ラジオの作動確認もお願いいたします。 【放送内容】 上りチャイム音 + 「これは、Jアラートのテストです。」×3 ・・・・訓練放送文・・・ + 下りチャイム音

※聞き逃した時などには、音声自動応答サービス(以下に、記事を掲載しております。)をご利用ください。



※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

●問合せ先 総務部総務課

同報無線の内容を 電話で確認できる 音声自動応答サービス

同報無線で放送した内容を電話で確認していただくことができます。

聞き逃した時や、聞き取りにくかった時などにご利用ください。

☎ 52-11451

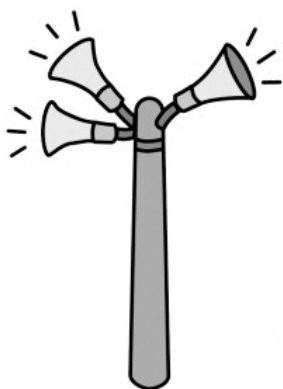
※おかけ間違いのないようお願いします。

※通話料金が掛かります。

※混み合っている場合には通話中となる場合がありますので、しばらくしてから再度おかけ直してください。

●問合せ先

総務部総務課



国民健康保険からのお知らせ

●新しい保険証を送付します

現在皆さんがご持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は、8月31日までです。9月1日から使用していただく保険証を、8月下旬に「簡易書留郵便」にて各世帯に送付します。

有効期限が過ぎた保険証は使用できませんので、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

●忘れていませんか

会社の健康保険等に加入された場合は、必ず14日以内に国民健康保険の資格喪失の届出をしてください。

●問合せ先

民生部住民課

手当の現況届、所得状況届をご提出ください

児童扶養手当、愛知県遺児手当、特別児童扶養手当、在宅重度障害

者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受給されている方は、毎年現況届または所得状況届の提出が必要です。これは、引き続き受給資格を満たしているか等を確認するための大切な手続きです。対象の方には、個別に案内を送付しておりますので、ご確認ください。

提出がない場合、手当の受給ができなくなりますのでご注意ください。

●提出方法

住民課窓口にて書類の記入や聞き取りをさせていただきます。ご提出いただけます。時間に余裕をもってお越しください。

●必要書類等

送付した案内にてご確認ください。

●問合せ先

民生部住民課

失業した方へ 国民健康保険税が 安くなります

失業した方のうち、倒産や解雇（特定受給資格者）、雇止めなど

による離職（特定理由離職者）をされた方は、国民健康保険税が軽減されます。軽減を受ける方は、住民課窓口で申請してください。

●対象者

次の条件を全て満たす方

- ① 離職日時点で65歳未満の方
- ② 雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇）または特定理由離職者（雇止め）

●軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。対象者の前年の給与所得をその100分の30とみなして算定を行います。

●軽減期間

離職の翌日の属する月から翌年度末までです。雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象になります。会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

●持ち物

- ① 国民健康保険被保険者証
- ② 印鑑（スタンプ印不可）
- ③ 雇用保険受給資格者証
- ④ マイナンバーカードまたは通知

カード
⑤ 本人確認書類
民生部住民課

●問合せ先

ブロック塀等撤去費を補助します

地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する工事に要する費用の一部を補助します。

●補助限度額

10万円

●補助対象

村公式ホームページをご覧ください。または開発部建設課までお問合せください。

●補助対象期限

令和4年3月31日

※補助金申請は、工事着手前に行っていただく必要があります。申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助金対象外となりますのでご注意ください。

●問合せ先

開発部建設課